

社発第 37 号
平成 21 年 8 月 3 日

貸借取引参加者
代表者 殿

中部証券金融株式会社
取締役社長 湯本崇雄

「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部改定について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は、貸借取引貸株超過銘柄等の品貸料について見直し、「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部を下記のとおり改定することといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

1. 改定の概要

(1) 配当落等の期日到来銘柄の品貸料率の高率適用

配当落または株式分割等による株式を受ける権利等の割当日が到来する銘柄については、権利落日の 6 営業日前から前営業日まで、品貸料率を通常品貸料率の 2 倍とします。

(2) 注意喚起通知銘柄等の品貸料率の高率適用

注意喚起通知、申込制限措置または申込停止措置を行った銘柄について、その期間内は品貸料率を通常品貸料率の 2 倍とします。

上記(1)の期間にも該当する場合は、品貸料率を通常品貸料率の 4 倍とします。

(3) 特別品貸料率の決定方法の変更

現行の特別品貸料率の決定方法は、貸借値段が 1,000 円以下の場合は 5 円とし、貸借値段が 1,000 円超の場合は 1,000 円以下を増すごとに 5 円加算していますが、貸借値段が 500 円以下の場合は 5 円とし、貸借値段が 500 円超の場合は 500 円以下を増すごとに 5 円加算することとします。

2. 実施日 平成 21 年 8 月 10 日(申込日基準)

3. 「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部改定新旧対照表(別紙)

以 上

「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部改定新旧対照表

平成 21 年 8 月 10 日一部改定実施

(下線部分は改定箇所)

改 定	現 行												
<p>貸借取引貸出し規程第 12 条、第 13 条及び第 23 条に規定する貸借取引の貸株超過銘柄または貸受益証券超過銘柄に対する取扱いを次のとおり定める。</p> <p>1 . (現行どおり)</p> <p>10 . </p> <p>(別表)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>1 . (現行どおり)</p> <p>2 . 次に定める銘柄の貸借申込み分にかかる品貸料率については、上記料率を 2 倍とし、また、(1) に該当し、かつ(2)又は(3)に該当する銘柄については、4 倍とする。</p> <p>(1)取引所において配当落もしくは権利落とする期日(株式会社証券保管振替機構が振替業において取り扱う株券について、社債、株式等の振替に関する法律に基づく総株主通知を行うため取引所が必要と認める日を含む。)の 6 営業日前から前営業日までの貸借申込み分</p> <p>(2)貸株利用等に関する注意喚起を行った銘柄については、その通知日の翌日から取消し通知日までの貸借申込み分</p> <p>(3)貸借取引の申込制限措置又は申込停止措置を行った銘柄については、その実施日から解除日の前日までの貸借申込み分</p> <p>ただし、継続日数 1 日加算額および加算累計限度額は、上記 1 . に定めるとおりとする。</p> <p>3 . (現行どおり)</p> <p>4 . 急激な品不足もしくは異常な貸株超過が生じ、又はそのおそれがあると認められるときは、上記料率にかかわらず、あらかじめ取引参加者に通知して、次に定める特別品貸料率を適用することができる。</p> <p>ただし、継続日数 1 日加算額および加算累計限度額は、上記 1 . に定めるとおりとする。</p> <p>特別品貸料率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">貸借 値段</td> <td style="text-align: center;">500 円 以下</td> <td style="text-align: center;">500 円超 500 円以下 を増すごとに</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">品貸料</td> <td style="text-align: center;">5 円</td> <td style="text-align: center;">5 円を加算</td> </tr> </table> <p>5 . (現行どおり)</p>	貸借 値段	500 円 以下	500 円超 500 円以下 を増すごとに	品貸料	5 円	5 円を加算	<p>貸借取引貸出し規程第 12 条、第 13 条及び第 23 条に規定する貸借取引の貸株超過銘柄または貸受益証券超過銘柄に対する取扱いを次のとおり定める。</p> <p>1 . (省 略)</p> <p>10 . </p> <p>(別表)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>1 . (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 . (省 略)</p> <p>3 . 急激な品不足もしくは異常な貸株超過が生じ、又はそのおそれがあると認められるときは、上記料率にかかわらず、あらかじめ取引参加者に通知して、次に定める特別品貸料率を適用することができる。</p> <p>ただし、継続日数 1 日加算額および加算累計限度額は、上記 1 . に定めるとおりとする。</p> <p>特別品貸料率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">貸借 値段</td> <td style="text-align: center;">1,000 円 以下</td> <td style="text-align: center;">1,000 円超 1,000 円以下 を増すごとに</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">品貸料</td> <td style="text-align: center;">5 円</td> <td style="text-align: center;">5 円を加算</td> </tr> </table> <p>4 . (省 略)</p>	貸借 値段	1,000 円 以下	1,000 円超 1,000 円以下 を増すごとに	品貸料	5 円	5 円を加算
貸借 値段	500 円 以下	500 円超 500 円以下 を増すごとに											
品貸料	5 円	5 円を加算											
貸借 値段	1,000 円 以下	1,000 円超 1,000 円以下 を増すごとに											
品貸料	5 円	5 円を加算											